

工 事 仕 様 書			
年 度	令和 7 年度		
番 号	配給施 第 号		
道 路 名			
履 行 場 所	鳥 羽 市 答 志 町 地 内		
工 事 名	答 志 地 区 飲 料 用 耐 震 性 貯 水 槽 設 置 工 事		
設 計 金 額	一金 円也		
工 期	令和 8 年 9 月 18 日限り		
工 事 の 概 要			
飲料用耐震性貯水槽(地上設置型40m3) N=1式 耐震性貯水槽工 N=1.0基 敷地造成工 N=1.0式 防護柵工H1.8m L=28.3m 仮設工 N=1.0式 運搬工 N=1.0式			
起 工 理 由			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	貯水槽設置工事	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
貯水槽設置工事				式		1			
耐震性貯水槽工				式		1			
貯水槽製作工				式		1			
貯水槽本体材料				式		1			
貯水槽本体加工				式		1			
付属品				式		1			
配管材料				式		1			
配管加工				式		1			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	貯水槽設置工事	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
表面仕上				式		1			
輸送工				式		1			
貯水槽据付工				式		1			
据付工				式		1			
塗装工				式		1			
敷地造成工				式		1			
土工				式		1			
床掘			土砂	m3		60			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	貯水槽設置工事	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
床掘			軟岩	m3		20			
埋戻し			土砂	m3		20			
発生土運搬				m3		50			
基礎工				式		1			
コンクリート			24-8-40BB	m3		54			
型枠				m2		46			
鉄筋			D13 SD345	t		0.3			
鉄筋			D16～D25 SD345	t		5.1			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	貯水槽設置工事	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
防護柵工				式		1			
防護柵工				式		1			
立入防止柵設置			メッシュフェンス H=1.8m	m		25			
門扉設置			両開き門扉 H1800×W2000	基		1			
門扉設置			片開き門扉 H1800×W1000	基		1			
銘板設置				枚		1			
基礎ブロック			180×180×450	箇所		13			
基礎ブロック			300×300×600	箇所		4			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	貯水槽設置工事	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
基礎ブロック			200×200×200	箇所		1			
遊具撤去				式		1			
仮設工				式		1			
仮設工				式		1			
交通誘導警備員				人		10			
ポンプ運転			作業時排水 2インチ 2台/日	日		5			
ポンプ設置・撤去				日		5			
運搬工				式		1			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	貯水槽設置工事	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
資材等海上運搬				式		1			
小型資材等海上運搬				式		1			
直接工事費				式		1			
共通仮設				式		1			
共通仮設費				式		1			
運搬費				式		1			
運搬費			重機、作業車両、仮設材等海上運搬	式		1			
技術管理費				式		1			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
技術管理費				式		1			
共通仮設費（率計上）				式		1			
純工事費				式		1			
現場管理費				式		1			
工事原価				式		1			
一般管理費等				式		1			
工事価格				式		1			
消費税相当額				式		1			

工事数量総括表

		工事名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事				当初	事業区分	水道工事
								工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
工事費計				式		1			

答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事

数量計算書

1. 耐震性貯水槽設置

数量計算書

耐震性貯水槽本体工

数 量 計 算 書

工 種	名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前		変 更 後	
				計 算 式	数 量		数 量
(本 体) 資 材	胴板	SUS304 φ 3022 × 2357 × 14 t	kg	4, 992	4, 992		
	鏡板	SUS304 φ 3022 × 14 t	kg	2, 278	2, 278		
	スカート	SUS304 φ 3026 × 786 × 12	kg	711	711		
	スカート補強板	SUS304 φ 3050 × 200 × 12 t	kg	184	184		
	補強リング	SUS304 φ 3050 × φ 3232 × 16 t	kg	113	113		
	補強チャンネル	SUS304 C-150 × 75 × 1824	kg	178	178		
	ベースプレート	SUS304 φ 3240 × 19 t	kg	255	255		
	ベースプレート リブ	SUS304 100 × 75 × 9	kg	13	13		
	(給水出入口ヘッダー) 胴板	SUS304 φ 609 × 307 × 9 t	kg	42	42		
	// 鏡板	SUS304 φ 600 × 9 t	kg	32	32		
	// 補強	SUS304 φ 1100/616-12tDR	kg	62	62		
	(給水入口) 鏡板	SUS304 250A × 4t	kg	3	3		

耐震性貯水槽本体工

数 量 計 算 書

工 種	名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前		変 更 後	
				計 算 式	数 量		数 量
(本 体) 加 工	胴板	SUS304 φ 3022 × 2357 × 14 t	式	1	1		
	鏡板	SUS304 φ 3022 × 14 t	式	1	1		
	スカート	SUS304 φ 3026 × 786 × 12	式	1	1		
	スカート補強板	SUS304 φ 3050 × 200 × 12 t	式	1	1		
	補強リング	SUS304 φ 3050 × φ 3232 × 16 t	式	1	1		
	補強チャンネル	SUS304 C-150 × 75 × 1824	式	1	1		
	ベースプレート	SUS304 φ 3240 × 19 t	式	1	1		
	ベースプレート リップ	SUS304 100 × 75 × 9	式	1	1		
	(給水出入口ヘッダー) 胴板	SUS304 φ 609 × 307 × 9 t	式	1	1		
	// 鏡板	SUS304 φ 600 × 9 t	式	1	1		
	// 補強	SUS304 φ 1100/616-12tDR	式	1	1		
	(給水入口) 鏡板	SUS304 250A × 4t	式	1	1		

耐震性貯水槽本体工

数 量 計 算 書

工 種	名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前		変 更 後	
				計 算 式	数 量		数 量
(付属品) 資 材	噴出球	SUS304 φ 760 × 911	個	1	1		
	噴出球サポート	SUS304 C-100 × 50 × 6 × 2975 × 3本	個	1	1		
	整流装置	SUS304	式	1	1		
	点検ステージ	SUS304 φ 2005 × 230H	個	1	1		
	外タラップ	SUS304 4000 × 5840	個	1	1		
	歩廊	SUS304 400 × 852	個	1	1		
	手摺	SUS304 1100H × φ 1920	個	1	1		
	(消防車接続口) カップリング	SUS304 80A	個	2	2		
	// バタフライ弁	SUS304 80A	個	2	2		
	// ボックス	SUS304 500 × 500 × 480	個	2	2		
	(配水取出口) ボールバルブ	SUS304 40A	個	1	1		
	// ボールボックス	SUS304 420 × 450 × 425	個	1	1		
	(排水バルブ) フランジレスバタ弁	SUS304 50A	個	1	1		
	水位計・コック	10A	個	1	1		
	圧力計・コック	10A	個	1	1		
	マンホール	SUS304 φ 600 × 10K 接合材含	個	1	1		
	スカートマンホール	SUS304 φ 400 特殊 接合材含	個	1	1		

数量計算書

[illegible]

耐震性貯水槽本体工

数 量 計 算 書

工 種	名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前		変 更 後	
				計 算 式	数 量		数 量
(配 管) 資 材	(給水入口管) 短管	SUS304 sch10 150A×8240	本	1	1		
	// 90° エルボ	SUS304 150A×90°	個	2	2		
	// 45° エルボ	SUS304 150A×45°	個	3	3		
	// 配管サポート	SUS304 L65×6	式	1	1		
	// フランジ	SUS304 150A 7.5K 接合材含	組	5	5		
	(給水出口管) 短管	SUS304 sch10 150A×7826	本	1	1		
	// 90° エルボ	SUS304 150A×90°	個	2	2		
	// 45° エルボ	SUS304 150A×45°	個	4	4		
	// 配管サポート	SUS304 L65×6	式	1	1		
	// フランジ	SUS304 150A 7.5K 接合材含	組	5	5		
	(排水管) 短管	SUS304 sch10 50A×2820	本	1	1		
	// 90° エルボ	SUS304 50A×90°	個	2	2		
	// 高圧ソケット	SUS304 50A	個	1	1		
	// 配管サポート	SUS304 FB40×6	式	1	1		
	// 片ニップル	SUS304 50A 接合材含	個	1	1		
	// フランジ	SUS304 50A 10K	組	2	2		
	(ステージ排水管) 短管	SUS304 sch10 32A×6716	本	1	1		

耐震性貯水槽本体工

数 量 計 算 書

工 種	名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前		変 更 後	
				計 算 式	数 量		数 量
(配 管) 資 材	(ステージ排水管) 90° エルボ	SUS304 32A×90°	個	1	1		
	" 45° エルボ	SUS304 32A×45°	個	2	2		
	" 配管サポート	SUS304 L50×6	式	1	1		
	" フランジ	SUS304 32A 10K 接合材含	組	2	2		
	(給水取出管) 短管	SUS304 sch10 40A×1150	本	1	1		
	" 90° ショートエルボ	SUS304 40A×90°	個	1	1		
	" 45° ショートエルボ	SUS304 40A×45°	個	2	2		
	(消防車接続管) 短管	SUS304 sch10 80A×1530	本	2	2		
	" 90° エルボ	SUS304 80A×90°	個	2	2		
	" 45° エルボ	SUS304 80A×45°	個	4	4		
	" ラッパ	SUS304 80A	個	2	2		
	" フランジ	SUS304 80A 10K 接合材含	組	2	2		
	" ねじ付フランジ	SUS304 80A 10K 接合材含	組	2	2		
	(給水入口内管) 短管	SUS304 TPA 250A×(1980+3264)	本	1	1		
	" フランジ	SUS304 250A 5K	組	3	3		
	" 特殊フランジ	SUS304 250A 5K	個	1	1		
	" 特フランジ	SUS304 250A 5K	個	1	1		

数量計算書

[illegible]

数量計算書

[illegible]

数量計算書

[illegible]

数量計算書

[illegible]

耐震性貯水槽基礎工

数 量 計 算 書

工 種	名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前		変 更 後	
				計 算 式	数 量		数 量
土工	床掘工	土砂	m ³	7.5×7.5×1.0	=56.250	60.0	
	床掘工	軟岩Ⅰ	m ³	7.5×7.5×0.7	=39.375	20.0	
				控除 5.3×5.3×0.7	= -19.663		
				計	=19.712		
	埋戻工	在来土	m ²	7.5×7.5×1.7	=95.625	20.0	
				控除：基礎版 6.5×6.5×1.7	= -71.825		
				控除：ブロック（基礎版廻り） 0.18×0.18×0.45×8か所	= -0.117		
				控除：ブロック基礎（〃） 0.23×0.28×0.13×8か所	= -0.067		
				控除：両開き門扉基礎Co 0.116	= -0.116		
				控除：両開き門扉基礎碎石 0.41×0.1	= -0.041		
				控除：片開き門扉基礎Co 0.108	= -0.108		
				控除：片開き門扉基礎碎石 0.32×0.1	= -0.032		
				計	=23.319		
	残土処分		m ³	56.25 +19.712 -23.319	=52.64	50.0	

数量計算書

[illegible]

数量計算書

[illegible]

2. 立入防止柵

数量計算書

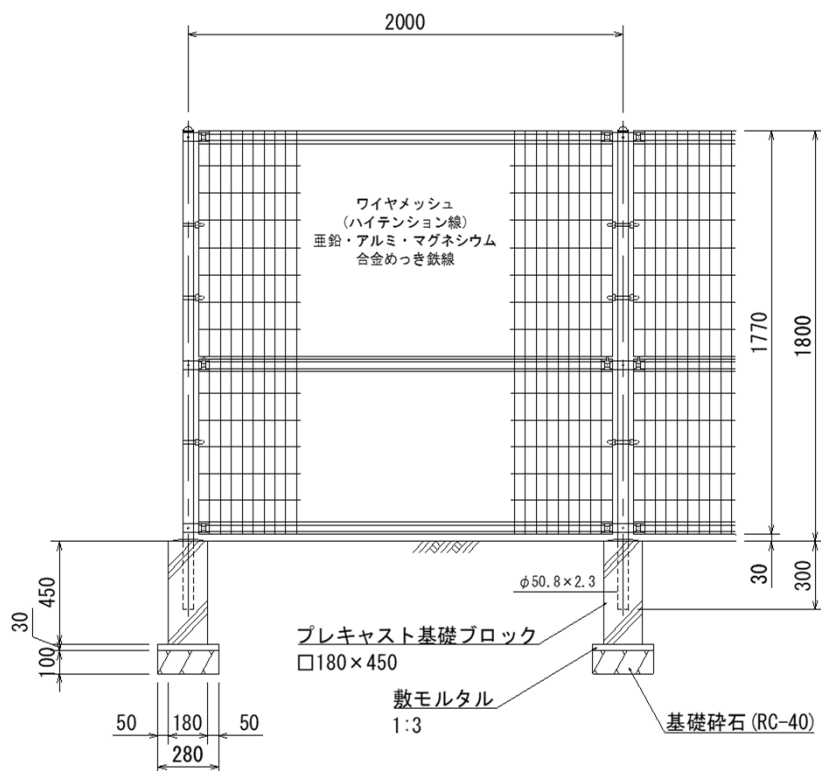
立入防止柵

数量計算書

工 種	名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前		変 更 後	
				計 算 式	数 量		数 量
立入防止柵	立入防止柵設置工	メッシュフェンス h=1.8m	m	6.75+7.4+5.75+5.4	=25.30	25.3	
	立入防止柵基礎ブロック	基礎ブロック 180×180×450	箇所	8+5	=13	13	
フェンス用門扉	両開き門扉設置工	メッシュフェンス h=1.8m W=2.0m	基	1	=1	1	
	片開き門扉設置工	メッシュフェンス h=1.8m W=1.0m	基	1	=1	1	
	立入防止柵基礎ブロック	基礎ブロック 300×300×600	箇所	2+2	=4	4	
	立入防止柵基礎ブロック	基礎ブロック 200×200×200	箇所	1	=1	1	
公園施設	鋼製遊具撤去	3連中鉄棒 W5400 H1150~900	組	1	=1	1	
	木製遊具撤去	φ150×5000, φ800×300×2	組	1	=1	1	

P

(10m 当り)

[illegible]

P

(1箇所当り)



P

2000

1800

1770

350

30

600

100

100

200

50

50

300

400

50

300

50

φ50.8×1.6

片面スライド施錠φ16

ワイヤメッシュ
(ハイテンション線)

亜鉛・アルミ・マグネシウム
合金めっき鉄線

φ60.5×3.2

φ60.5×3.2

落しφ16
舟形落し受付

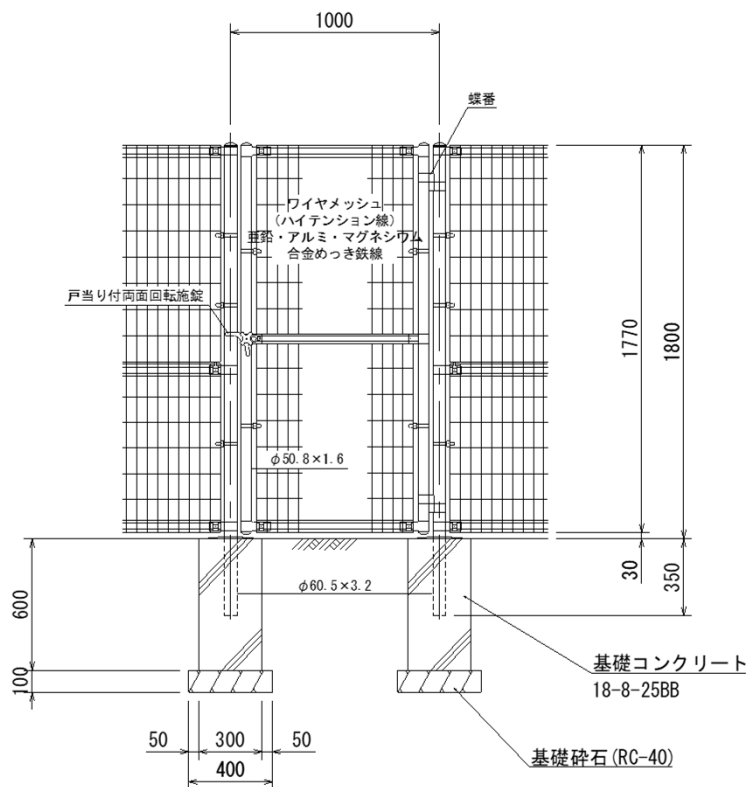
基礎コンクリート
18-8-25BB

基礎砕石 (RC-40)

蝶番

名 称	算 式	単 位	数 量
メッシュフェンス両開き門扉 H1800×W2000		基	1
(フェンス基礎)			
基礎砕石 (RC-40) t=100	門柱部 落とし部 $0.4 \times 0.4 \times 2 \text{箇所} + 0.3 \times 0.3 = 0.410$	m ²	0.41
型 枠	門柱部 落とし部 $0.3 \times 0.6 \times 4 \times 2 \text{箇所} + 0.2 \times 0.2 \times 4 = 1.600$	m ²	1.60
コンクリート (18-8-25BB)	門柱部 落とし部 $0.3 \times 0.3 \times 0.6 \times 2 \text{箇所} + 0.2 \times 0.2 \times 0.2 = 0.116$	m ³	0.12
作業土工	基礎版土工に含む		

名 称 : フェンス用 片開き門扉 (H1800×W1000)



名 称	算 式	単 位	数 量
メッシュフェンス片開き門扉 H1800×W1000		基	1
(フェンス基礎)			
基礎碎石 (RC-40) t=100	$0.4 \times 0.4 \times 2 \text{箇所} = 0.320$	m ²	0.32
型 枠	$0.3 \times 0.6 \times 4 \times 2 \text{箇所} = 1.440$	m ²	1.44
コンクリート (18-8-25BB)	$0.3 \times 0.3 \times 0.6 \times 2 \text{箇所} = 0.108$	m ³	0.11
作業土工	基礎版土工に含む		

資機材海上運搬算出表

答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事

数量計算表				
種別		小型資材等運搬	1.0式	
名称	形状・寸法	計算式	単位	数量
小型資材等運搬 (往路／搬入)				
立入防止柵	H=1.8m	25.3	m	25.3
両開き門扉	H1800×W2000	1.0	基	1.0
片開き門扉	H1800×W1000	1.0	基	1.0
基礎ブロック	□180×H450	13.0	個	13.0
基礎ブロック	□300×H600	4.0	個	4.0
基礎ブロック	□200×H200	1.0	個	1.0
基礎砕石	RC-40	$(0.06 \times 8 + 0.08 \times 5 + 0.41 + 0.32) \times 0.1$	m3	0.2
コンクリート	24-8-40BB	53.5	m3	53.5
鉄筋		0.3+5.1	t	5.4
大型土のう製作	1m3当り1袋製作	基礎砕石 1	袋	1.0
機械積込み	鳥羽港～船越漁港	同上 $(0.2) \times 2$	m3	0.4
(復路／搬出)				
残土	土砂+軟岩	$(52.6)/2$	m3	26.3
10tアジテータ車	搬入後	53.5/4.2	台	13.0
大型土のう製作	1m3当り1袋製作	残土 27	袋	27.0
機械積込み	船越漁港～鳥羽港	同上 $(26.3) \times 2$	m3	52.6
※残土の半分は島内処分として想定				

小型資材等海上運搬算出表

往路

1 対象数量

工種	数量	単位重量(t)	19t船換算(台)	重量(t)	備考
			1.0		
立入防止柵	25.3	-		-	
両開き門扉	1.0	-		-	
片開き門扉	1.0	-		-	
基礎ブロック	18.0	-		-	
基礎砕石	0.2	2.040	-	0.33	大型土のう積込み
10tアジテータ車	13.0	10.000	-	130.00	
コンクリート	53.5	2.350	-	125.73	10tアジテータ車積込み
鉄筋		5.4		5.40	
計			1台	261.46t	
小型貨物船(19t積)換算					

2 海上運搬船 小型貨物船(19t積)

3 運搬条件 鳥羽～和具答志

4 運搬回数

	運搬船		運搬回数
運搬回数	19t級	=	回

復路

1 対象数量

工種	数量	単位重量(t)	19t船換算(台)	重量(t)	備考
残土	26.3	1.8	-	47.34	大型土のう積込み
10tアジテータ車	13.0	10.0	-	130.00	搬入後
計			台	177.34t	
小型貨物船(19t積)換算			回		

2 海上運搬船 小型貨物船(19t積)

3 運搬条件 菅島～鳥羽

4 運搬回数

	運搬船		運搬回数
運搬回数	19t級	=	回

	往路		復路	
合計	回	+	回	= 回

数量計算表				
種別		小型重機運搬	1.0式	
名称	形状・寸法	計算式	単位	数量
小型重機運搬 (往路／搬入)				
4tユニック	重量:8t	※資材等搬送	台	1.0
4t車	重量:8t	※土砂・碎石等運搬	台	1.0
BH山積0.28m3	重量:8t	※土工	台	1.0
高所作業車	重量:5.5t	※貯水槽設置	台	2.0
(復路／搬出)				
※ (往路／搬入)と同数計上				

小型重機 海上運搬算出表

往路

1 対象数量

工種	数量	単位重量(t)	19t船換算(台)	備考
4tユニック	1.0	8.0	1.0	※資材等搬送
4t車	1.0	6.0		※土砂・碎石等運搬
BH山積0.28m3	1.0	8.0	1.0	※土工
高所作業車	2.0	5.5		※貯水槽据付
計				
小型貨物船(19t積)換算			回	

2 海上運搬船 小型貨物船(19t積)

3 運搬条件 鳥羽～和具答志

4 運搬回数

	運搬船		運搬回数
運搬回数	19t級	=	回

復路

1 対象数量

※ (往路／搬入)と同数計上

2 海上運搬船 小型貨物船(19t積)

3 運搬条件 和具答志～鳥羽

4 運搬回数

	運搬船		運搬回数
運搬回数	19t級	=	回

	往路		復路
合計	回	+	回=回

特 記 仕 様 書

1. 総則

- ☒ 本工事は、三重県公共工事共通仕様書、日本水道協会水道工事標準仕様書及び工事請負契約書に基づき施工するものであるが、加えて下記の事項を厳守すること。

2. 一般事項

- ☒ 工事着手に当たり地域住民に連絡し、工事施工に支障のないようにすること。
- ☒ 工事着手に先立ち、警察・消防に交通障害、工事届けを提出し、その写しを発注者へ提出すること。
- ☒ 隣接する構造物に影響を与えないよう充分注意し予防策を講じること。
- ☒ 安全管理・現場管理に留意し、事故の未然防止に努めること。
- ☒ 交通の支障にならないよう施工計画及び安全管理に努めること。

3. 施工管理（管工事・水道施設）

- ☒ 埋戻において、管を損傷しないように留意し、偏心偏圧のかからないよう層状に十分締固を行うこと。（一層仕上り厚：200mm以下）
- ☒ 配管の配列及び形状寸法に変更が生じる時は、監督員と協議の上、施工するものとする。
- ☒ 工事材料及び管材料については、JIS規格又はJWWA規格の製品を使用するものとし、監督員の品質を証明する資料を提出すること。
- ☒ 工事完成後の残管及び残材料の処理については、監督員の指示に従うこと。
- ☒ 出来形管理資料として、完工図（完工予測図含）を提出すること。
- ☒ 路面を汚さないよう細心の注意を払うこと。また、汚した場合は散水車にて洗浄処理を受注者の責任において処理すること。
- ☒ 管種に合わせた接合要領書に従い、チェックシートを作成し施工管理を行うこと。
- ☒ インジケータの隆起を確認できるよう写真管理を行うこと。
- ☒ 融着開始・完了、クランプ取外しにおいて時間等が確認できるよう写真管理を行うこと。
- ☐ 給水装置に係る工事については、給水装置工事主任技術者免状を有する者若しくは同等の資格を有する者が指導、監督を行うこと。
- ☒ 施工に伴い発生する段差及び隙間については、受注者の責任において適正に加工、処理を行うこと。
- ☐ 水道配水用ポリエチレン管の接合時には、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者を必ず配置すること。
- ☐ 耐震用ダクタイル鋳鉄管の接合時には、耐震継手技能者を配置すること。
- ☐ 量水器・給水引込等の切替の際は、対象住居の方と連絡を取り、切替後二次側にてエアー及び濁水が発生していないか確認を行うこと。また連絡等が取れない場合は監督員と協議すること。

4. 舗装版切断時に発生する排水汚泥の処理について

- ☐ 舗装版切断作業時に発生する排水汚泥について、産業廃棄物として処理すること。
- ☐ 排水汚泥が生じない工法を用いる場合において、監督員と協議承諾した場合でも産業廃棄物として処理すること。
- ☐ 排水汚泥の運搬は、受注者が自ら行うものとする。ただし、下請け契約して運搬する場合は、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と契約を締結すること。
- ☐ 排水汚泥を中間処理業者へ持ち込む前に土壌汚染対策法に基づく10項目の試験を発注者が行う為、排水汚泥を試験容器へ採取し、溶出量基準又は含有量基準以下であること確認し、中間処理業者へ持ち込むこと。なお、その試験結果は監督員から受注者へ報告する。
- ☐ 処分完了後は速やかに監督員へ処分量を報告すること。また、処分量に大きな変動があった場合は、監督員と協議すること。
- ☐ 10項目の試験結果が基準を超えた場合、または、中間処理業者が処理不可と判断した場合、監督員から受注者へ協議すること。

土壌汚染対策法に基づく試験項目

物質名	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)
カドミウム	0.01	150
鉛	0.01	150
六価クロム	0.05	250
ひ素	0.01	150
水銀	0.0005	15
アルキル水銀	N.D. (不検出)	
セレン	0.01	150
ふっ素	0.8	4000
ほう素	1	4000
全シアン	N.D. (不検出)	(遊離CN) 50

5. 建設発生土の処理について

- ☒ 建設発生土を指定残土処理場へ持ち込む前に土壤汚染対策法に基づく25項目の試験を発注者において行う為、掘削土を試験容器に採取を行い、溶出量基準又は含有量基準以下であることを確認し、指定残土処理場等へ持ち込むこと。なお、その試験結果は監督員より受注者へ通知を行う。
- ☒ 処分完了後は速やかに監督員へ処分量を報告すること。また、処分量に大きな変動があった場合は、監督員と協議すること。
- ☒ 25項目の試験結果が基準を超えた場合、監督員が速やかに受注者と協議を行う。

土壤汚染対策法に基づく試験項目

物質名	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)
カドミウム	0.01	150
六価クロム	0.05	250
シマジン	0.003	－
シアン化合物	検出されない事	⁵⁰ (遊離シアン)
チオベンカルブ	0.02	－
四塩化炭素	0.002	－
1,2-ジクロロエタン	0.004	－
1,1-ジクロロエチレン	0.02	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	－
1,3-ジクロロプロペン	0.002	－
ジクロロメタン	0.02	－
水銀	0.0005	15
セレン	0.01	150
テトラクロロエチレン	0.01	－
チウラム	0.006	－
1,1,1-トリクロロエタン	1	－
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	－
トリクロロエチレン	0.03	－
鉛	0.01	150
砒素	0.01	150
ふっ素	0.8	4000
ベンゼン	0.01	－
ほう素	1	4000
ポリ塩化ビフェニル	検出されない事	－
有機リン	検出されない事	－

6. 付則

- ☒ *その他必要な事項は、その都度協議し決定するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☒ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ）	☒ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☒ 仮設及び工事用道路等の調整 ☒ 建設機械等の調整 ☒ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
	☒ 他機関との協議が未完了	☒ 協議が必要な機関名（ 三重県 ほか ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）
	☐ 余裕期間設定工事	☐ 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 ☐ 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日（工事着手期限日）までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議 ）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議 ） ☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目（ ☒ 騒音 ☒ 振動 ☒ 水質 ☒ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他（ ） ） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工時期（ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☒ 交通誘導警備員の配置人員数 ☒ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 0 人 B： 10 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 ☐ 配置人員数（ 人）＋ 交代要員（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 交通誘導警備員の配置時間（20：00～6：00） ☒ 交通誘導警備員の配置期間（工事施工期間中） ☒ 交通誘導警備員配置の対象工種（全工種）
	☒ 近接施設等に対する制限	☒ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☒ 電気 ☒ 電話 ☒ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☒ 家屋 ☐ その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）
	☒ 水替工（締切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☒ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 5 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	☒ 建設発生土受入地の指定あり	☒ 受入地の条件 （ ☐ 別添図面 ☒ 運搬距離（L＝ 5.3 km）※加茂川ふれあいパーク横水道課用地/鳥羽市岩倉町236-1 ☐ 受入料金あり ☒ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☒ その他（受入地を島内に変更する場合がある ） ）
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運搬距離L＝ km、 ☐ その他（ ） ）
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類 （ ☐ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ） ） ☒ 産業廃棄物の処分地 （ ☒ 再生処分場（丸又鉱業(株)） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件 （ ） ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	☐ その他（ ）	☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 ☐ その他（ ）
工 事 支 障 物 件 関 係	☒ 工事支障物件あり	☒ 支障物件名 （ ☐ 鉄道 ☒ 電気 ☒ 電話 ☒ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ） ☐ 移設時期 （ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
	☐ その他	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり	☒ 再生材の種類（ ☒ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☒ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☒ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☒ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すると。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☒ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和7年7月）） ☒ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☒ デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書（鳥羽市HP「設計・積算情報」を参照 ） ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（鳥羽市HP「設計・積算情報」を参照 ） ☒ 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書（鳥羽市HP「設計・積算情報」を参照 ） ☐ 「基礎工（既製杭工）特記仕様書」を適用（鳥羽市HP「設計・積算情報」を参照 ） ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☐ 契約後VE方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☒ 電子納品対象外	☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、（ ☐ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 3 年 7 月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ A検定 ☐ B検定 ） （注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☐ 産業廃棄物税	☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係下請企業次数制限	☐ 下請企業の次数制限	☐ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業優先使用	☒ 市内企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。
県内産製品優先使用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の利用推進	☐ 県産木材の利用を指定する工種あり	☐ 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種： ☐ 工事案内看板（標示板） ☐ 仮設防護柵工 ☐ 公園施設工（ ） ☐ 植栽支柱工 ☐ 木製ガードレール ☐ 柵工 ☐ 筋工 ☐ 型枠工 ☐ 視線誘導標 ☐ 治山ダム工 ☐ 土留工 ☐ 伏工（ ） ☐ 階段工 ☐ 案内標識 ☐ その他（ ）） ☐ 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 ☐ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 ☐ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 ☐ 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
不当介入を受けた場合の措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市

飲料水兼用耐震性貯水槽仕様書

工 事 名 称	鳥羽市答志島		数 量	1基
準 拠 規 格	(一財)日本消防設備安全センター認定基準			
仕 様	(1) 形 式 全溶接構造円筒立型 (2) 有 効 容 量 4 0 m ³ (3) 形 状 寸 法 内径3022×胴長4715H タンク本体のGLからの高さは8m以内 (4) 設 計 水 平 震 度 KH=0.6 (5) 構 造 溶接構造型 (6) 摘 用 範 囲 本体 (2次製品) ※ (一財)日本消防設備安全センターの認定品とする。			
主 要 部 材 質	(1) 本 体 胴板 SUS304-14mm 鏡板 SUS304-14mm (2) ス カ ー ト SUS304-12mm (3) 仕 上 外面は防眩仕上げとし、内面は溶接部酸洗い仕上げとする。			
付 属 品 類	(1) 人孔蓋、φ600 (2) 給水口 給水の出入口管は150φ (3) 取合フランジ 上水 (7.5K) SUS304 (4) 配水口 40Aを1ヶ所に設け、ステンレス製のボックスで保護する。 (5) 消防車接続口 消防車接続口 (採水口) 75内径カップリングを2ヶ設け、ステンレス製のボックスで保護する。 (6) タンク頂部には給水入口部 出口部共 空気弁75をバルブと共に取り付けると共にメンテナンス用ステージとカゴ付外タラップを設ける。			1式 1式 1式 1式 1式 1式
使 用 条 件	使用目的 災害用			
	使用条件		設置場所	屋 内 ・ ☒ 屋 外
メ ー カ ー 指 定	☒ 無 ・ 有			
工 場 検 査	☒ 社 内 ・ 立 会 ・ 公 的 機 関		参考図	無 ・ ☒ 有
制 約 事 項	・ 据付工事費および現地までの輸送費を含む。 ・ 基礎工事は含まない			
備 考				

施 工 仕 様 書

リリカタイトエナメル

アルミニウム・ステンレス仕様

施 工 仕 様 書

【アルミニウム・ステンレス仕様】

仕様: SK #1000プライマー／リリカタイトエナメル

1. 工程表

(23℃)

(25)

工 程	材 料	調 合 (重量比)	所要量 (kg/m ²)	塗り 回数	間 隔 時 間(hr)		
					工程内	工程間	最終養生
素地	・被塗物表面のほこり、油脂分、水分等を除去し、清浄にしてください。						
下塗り	SK#1000プライマー 主剤	100	0.14~0.17	1	-	4以上 7日以内	-
	SK#1000プライマー 硬化剤	25					
	SK#1000プライマーシンナー	0~40	-				
上塗り	リリカタイトエナメル 主剤	100	0.24~0.28	2	1以上 7日以内	-	24以上
	リリカタイトエナメル 硬化剤	7.14					
	リリカタイトエナメルシンナー	0~30	-				

* 素地調整は、さび止め塗装工事を耐久性を高める重要な工程となりますので、入念な処理を行ってください。

* 下塗材の希釈率は主剤100に対して、スプレー塗り時で「20～40」、刷毛・ローラー塗り時で「0～20」となります。

* 上塗材の希釈率は、主剤100に対して、スプレー塗り時で「10～30」、刷毛・ローラー塗り時で「0～10」となります。

* 上塗材の希釈率は、試験塗りなどにより決定し、それ以降は同一の希釈率にて使用してください。なお、希釈率は、色相および施工時の気温により変化することがあります。ご了承ください。

SKK-200408G

2. 工 法

工 程	塗装方法	塗装器具	スプレー塗装の場合の塗装条件	標 準 塗回数
下塗り	ローラー塗り 刷毛塗り スプレー塗り	ウールローラー 刷毛 スプレーガン	スプレーガンの種類 エアレススプレーガン 吐出量: 600～1000ml/分 パターン幅: 25～30cm	1
上塗り	ローラー塗り 刷毛塗り スプレー塗り	ウールローラー 刷毛 スプレーガン	スプレーガンの種類 エアレススプレーガン 吐出量: 600～1000ml/分 パターン幅: 25～30cm	2

3. 材料荷姿

種 類	材 料 名	荷 姿	標準塗装面積
下塗材	★※ SK#1000プライマー 主剤	16kg/缶	117～142㎡/セット
	★※ SK#1000プライマー 硬化剤	4kg/缶	
	★※ SK#1000プライマーシンナー	16L/缶	—
上塗材	★※ リリカタイトエナメル 主剤	14kg/缶	53～62㎡/セット
	★※ リリカタイトエナメル 硬化剤	1kg/缶	
	★※ リリカタイトエナメルシンナー	16L/缶	—

4. 危険情報と安全対策

製品の取り扱いには、それぞれの安全データシート(SDS)に従ってください。
特に、上記「材料荷姿」において、★印のついている製品は、溶剤形の製品であるため下記の点にご注意ください。

1. 引火性の液体のため、火気厳禁です。
 2. 有機溶剤中毒のおそれがあるため、換気に注意し、防毒マスクまたは、送気マスクを使用するなどの安全対策を行ってください。
 3. 施工においては、溶剤成分が室内に流入しないように十分注意してください。
- また、前記「材料荷姿」において※印の付いている製品は、特定化学物質等障害予防規則(特化則)第二類物質を含有しているため、屋内作業等において使用する場合は法令の適用を受けます。
添付の「特定化学物質含有製品のご使用にあたって」に基づき、安全衛生管理を実施してください。
なお、該当物質につきましては、製品の安全データシート(SDS)をご参照ください。

5. 施工後の注意事項

本製品には、揮発性の化学物質が含まれております。塗装直後の引渡し等において、化学物質過敏症やアレルギー体質の方への安全対策に十分留意してください。

SKK-200408G

特定化学物質含有製品のご使用にあたって

本製品は特定化学物質障害予防規則（特化則）に規定される特別有機溶剤等（エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン、ジクロロメタン等）を規定量以上含有するため、特化則の第二類物質に該当します。

使用する際には、下記の特化則の規制内容、並びに施工仕様書、安全データシートをご参照頂き、関係法令を遵守し安全性の確認を十分に行って頂きますようお願いいたします。

・規制の適用範囲

「エチルベンゼン」は、屋内作業場等（通風の不十分な場所を含む）における塗装作業について、「メチルイソブチルケトン、ジクロロメタン等」は、屋内作業場等（通風の不十分な場所を含む）における有機溶剤業務全般において、法令の適用を受けます。

・規制の概要

※印がついている項目は、エチルベンゼンの含有量が1%を超える場合のみ適用となります。

【施工前の管理項目】

特化則：特定化学物質障害予防規則 有機則：有機溶剤中毒予防規則

管 理 項 目	内 容
特別有機溶剤等に関する特定化学物質作業主任者の選任	○ 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任してください。
特定化学物質作業主任者の職務	○ 特定化学物質作業主任者は次の事項を実施してください。 ・ 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮する。 ・ 所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。 ・ 保護具の使用状況を監視すること。 ・ タンク内部の特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、有機溶剤中毒予防規則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。
喫煙、飲食の禁止※	○ 作業場内での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を作業場の見やすい場所に表示してください。
休憩室※	○ 本製品を常時取り扱う場合は、作業場所以外の場所に休憩室を設けてください。
掲 示	○ 特別有機溶剤の注意事項について、作業場の見やすい箇所に次の事項を掲示してください。（特化則第38条の3） ・ 特定化学物質の名称 ・ 人体に及ぼす作用 ・ 取扱い上の注意事項 ・ 使用すべき保護具 ○ 有機溶剤の注意事項について、作業場の見やすい箇所に次の事項を掲示してください。（有機則第24条） ・ 人体に及ぼす作用 ・ 取扱い上の注意事項 ・ 中毒が発生したときの応急措置 ○ 有機溶剤等の区分を下記の色分け等の方法により、見やすい場所に表示してください。（有機則第25条） ・ 第二種有機溶剤等 黄 ・ 第三種有機溶剤等 青
立入禁止措置※	○ 関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示してください。
保護具	○ 作業に当たっては適切な保護具（保護メガネ、保護手袋、防毒マスク又は送気マスク、保護衣等）を準備し使用してください。 ○ 保護具は、同時に作業する作業者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持し、作業主任者の指導の下で正しく使用してください。

管 理 項 目	内 容
換気設備の設置	○ 作業条件に応じて、有機溶剤蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置してください。 尚、屋内作業場等の壁、床又は天井等の塗装において、有機溶剤の発散面が広い場合、局所排気装置等の設置が困難な場合は、全体換気装置（換気扇、送風機等）の設置も特例で認められています。 ○ 換気設備は、法令で定められた性能を有する装置を設置してください。
洗浄設備※	○ 洗顔、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けてください。 尚、洗濯のための設備については、作業衣等の洗濯を同一事業者の他の事業所で行う場合や他の事業者と契約して事業場外で行う場合も含まれます。

【施工中及び施工後の管理項目】

管 理 項 目	内 容
保護具の使用	○ 作業においては、有機ガス用防毒マスク、又は送気マスクを使用してください。 又、必要に応じて不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに保護クリームを使用してください。
製品の保管※	○ 一定の場所を定めて保管してください。
製品の保管 空容器の処理	○ 他の容器に移し替えて保管をしないでください。 ○ 保管は、関係者以外が保管場所に立入ることを防ぐ設備、及び有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備を設けてください。 ・ 立入禁止の設備とは、施錠、縄による区画等をいいます。 ・ 排気設備とは、窓、排気管等をいい、必ずしも動力により排出することを要しません。 ○ 使用後の空容器は、有機溶剤が発散しないような措置を講じ、廃棄するまでの間は一定の場所を定めて保管してください。
ぼろ等の処理※	○ 使用したぼろ、紙くず等は、作業者が汚染されることを防ぐため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に入れてください。
作業の記録及び保管	○ 常時従事する作業者について、一月を越えない期間ごとに次の事項を記録し、三十年間保存してください。 ・ 作業者の氏名 ・ 作業の概要及び当該作業に従事した期間 ・ 著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急の措置の概要
換気設備の稼動・点検	○ 作業中は、換気装置を法令で定められた制御風速又は換気量以上で稼動させてください。 ○ 局所換気装置は、一年以内ごとに一回、定期的に法令で定められた定期自主検査を実施し、その記録を三年間保管してください。
作業環境測定	○ 作業場について六月以内ごとに一回、定期的に該当する特別有機溶剤の濃度を測定し、その記録を三十年間保管する必要があります。 ○ 作業場について六月以内ごとに一回、定期的に混合有機溶剤の各成分の濃度を測定し、その記録を三年間保管する必要があります。 ○ 但し、建築現場においては、同一作業場で当該作業を行っている期間が三月未満である場合は、作業環境測定の実施は要しません。
健康診断	○ 常時従事する作業者に対し、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回定期的に該当する特別有機溶剤の特殊健康診断を行ない、届出すると共に、その記録を三十年間保管する必要があります。 ○ 常時従事する作業者に対し、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回定期的に有機則に定める特殊健康診断を行ない、届出すると共に、その記録を五年間保管する必要があります。

リリカタイトエナメル

特 長

リリカタイトエナメルは、溶剤形二液反応硬化タイプのアクリルシリコン樹脂を結合材として用いた超耐久性仕上材です。シロキサン結合により、一般の無機質建材はもちろぬ、各種建造物に対して優れた密着性を示し、熱や光に対する抵抗性も良好です。またメンテナンスサイクルを含めたトータルの耐久性は大きなコストメリットを生み出します。

1. 耐久性、耐候性に優れています。
2. 塗膜が緻密で耐汚染性に優れています。
3. 耐水性、耐アルカリ性、耐塩水性、耐薬品性に優れています。
4. 各種下地に対して化学的に結合するため、高い密着性を示します。

用 途

- ① 各種複層仕上塗材の上塗り・各種改装工事
- ② 各種建材の表面仕上げ
- ③ 各種改装工事

荷 姿

- ★リリカタイトエナメル 主剤(3分艶、5分艶、艶有り) 14kg石油缶、3.5kg缶
 ★リリカタイトエナメル 硬化剤 1kg缶、0.25kg缶
 (標準塗坪：50～60㎡/15kgセット、13～15㎡/3.75kgセット)
 ★リリカタイトエナメルシンナー 16ℓ石油缶

危険情報と安全対策

製品の取り扱いには、それぞれの安全データシート(SDS)に従ってください。特に、★印のついている製品は溶剤形のため、「危険情報と安全対策」をよくお読みください。

標準施工仕様

(23℃)

材 料	調 合 (重量比)	所要量 (kg/㎡)	塗 回 数	間隔時間 (hr)		備 考
				工程内	最終養生	
リリカタイトエナメル 主剤	100	0.25～ 0.30	2	1 以上 7 日以内	24以上	ローラー、刷毛 エアレススプレーガン 吐出量：600～1000ml/分 パターン幅：25～30cm
リリカタイトエナメル 硬化剤	7.14					
リリカタイトエナメルシンナー	0～30	—				

- *1. 複層仕上塗材の上塗りに用いる場合は所要量が0.25～0.35kg/㎡、金属系下地に施工する場合は0.24～0.28kg/㎡になります。
- *2. リリカタイトエナメルシンナーの希釈率は、主剤100に対してスプレー塗り時で「10～30」、ローラー・刷毛塗り時で「0～10」となります。
- *3. 調合は所定の割合を厳守してください。また、混合後の材料は、缶に表示の可使時間（5時間）以内に使い切ってください。
- *4. 希釈率は、色目及び施工時の気温により変化することがあります。ご了承ください。
- *5. 押出成形セメント板・GRC板・PC部材などには、下塗材として★ミラクシーラーEPO(15kgセット)をご使用ください。なお、軽量PC部材への施工は避けてください。
- *6. 改修で「水性ソフトサーフSG(16kg石油缶)」を使用する際は、中塗材として★リリカタイトエナメル中塗材(15kgセット)を使用してください。

性能試験成績表

JASS 18 M-404(2006) アクリルシリコン樹脂エナメルによる物性試験

項 目	結 果	規 定
容器の中での状態	合 格	主剤・硬化剤ともかき混ぜたとき、堅い塊がなく一様になるものとする。
乾 燥 時 間(h)	合 格	8以内
塗 膜 の 外 観	合 格	塗膜の外観が正常であるものとする。
鏡面光沢度(60度)	86	70以上
ポ ッ ト ラ イ フ	合 格	5時間で使用できるものとする。
耐 衝 撃 性	合 格	おもりの衝撃で、塗膜に割れおよびはがれができないこと。
促 進 耐 候 性	合 格	照射2500時間で、塗膜に割れ・はがれ・ふくれがなく、光沢保持率は80%以上で、色の変化の程度が見本品に比べ大きくなく、白亜化の等級が1以下とする。

この試験結果は、リリカタイトエナメル(艶有り)のものです。

※JASS 18 M-404は日本建築学会材料規格です。

注 意 点

ご使用前には、各製品容器に記載の注意事項をよくお読みください。

本パンフレットでは、一般的な施工仕様を記載しています。下地の種類及び状況、用途などにより仕様が変更されることがあります。詳しくは、最寄りの各営業所にお問い合わせいただくか、それぞれの施工要領書を別途ご参照ください。

- 冬期または多湿な場合には、乾燥が遅くなります。通風をよくし、十分に乾燥養生を行ってください。強風時または降雨、降雪のおそれがある場合及び気温5℃以下・湿度85%以上の時は、原則的に施工を避けてください。施工が要求される場合は、採暖及び採暖のための養生により、雰囲気温度・被塗面温度を5℃以上にしてください。冬期においては、施工条件が特に厳しくなる場合があるため、事前に関係者と十分な打ち合わせを行ってください。
- 濃色や原色に近い色彩は、塗膜を強く擦ると色落ちすることがあります。衣類などが触れる可能性のある部位への施工は避けてください。
- ベンチやジャングルジムなどの遊具、テーブル、カウンター、棚、床など、物が常に置かれる箇所への塗装を避けてください。また、アルコールや油脂分（人の手など）が付着すると塗膜が軟化し、色移りすることがありますので、ご注意ください。
- 上塗りの色目が原色に近いイエロー、レッド、ブルー、グリーン系の場合は、隠ぺい性の良い共色であらかじめ下塗塗装を行ってください。
- ゴムやプラスチック等、可塑剤を含む部位に直接触れると軟化や剥離を生じることがありますので、そのような場所への塗装は避けてください。
- 一液マイルドウレタン・シリコンは、スプレーダストや製品の付着した布、紙、ローラーなどが積み重なると自然発火する恐れがあるため、廃棄するまで水に漬けるなどして安全に保管してください。
- 一液マイルドウレタン、一液マイルドシリコンは、異なる色相で塗り重ねる場合、2回目の上塗りが1回目の上塗りを溶かし、ラインや帯がにじむ場合がありますのでご注意ください。
- ALCパネル、多孔質下地、粗面、その他、下地に問題がある場合には、カケンフィラー（粉体/20kg袋、混和液/10kg石油缶）、またはミラクファンドKC-1000（粉体/20kg袋、混和液/5kgポリ容器）などで下地調整を行ってください。なお、改装工事にはミラクファンド各種をご使用ください。
- 下地がコンクリートの場合には、付着物などを除去し、下地をよく乾燥させ、含水率10%以下・pH10以下としてください。
- 吸い込みが大きい下地、部分的に下地調整を行った面が他の面と比べて著しい吸い込み差を生じる下地、改装下地、押出成形セメント板、GRC板、各種サイディングボード、スレート板など、それぞれに適した下地調整材・下塗材を選択する必要があります。詳しくは最寄りの各営業所にお問い合わせいただくか、それぞれの施工要領書を別途ご参照ください。
- 塗膜の膨れ、はく離、白化、しみの発生につながる場合がありますので、著しく結露が生じるような場所での使用は避けてください。
- 既存塗膜のはく離箇所は、既存のパターンに合うように既存塗膜の塗装仕様でパターン合わせを行ってください。
- 防藻、防かび性は繁殖の抑制の効果を示すものです。すでにかびや藻が付着している場合は、これらを除去するなどの適切な下地処理をしてから塗装してください。
- かび、藻が付着している場合は、「SKKカビ除去剤#5（塩素系）」にて拭き取ってください。
- 所要量は被塗物の形状、素地の状態、塗装方法、気象条件、希釈率等の各種条件により、増減します。
- 塗り重ね時間は環境（温度、湿度、換気、風通しやすさ）や膜厚によって変わります。
- 低温又は高湿度時には、乾燥が遅くなりますのでご注意ください。
- 刷毛で補修塗りを行う際、スプレー塗りやローラー塗りとは仕上がり肌の違いによる若干の色相差を生じることがあります。
- 艶調整品（艶有り以外の7分艶、5分艶、3分艶、艶消しなど）は、被塗物の形状、膜厚や色目、塗回数、希釈率の差などにより、実際のつやと若干異なって見える場合があります。また、ローラー・刷毛塗装時に塗継ぎ箇所で艶ムラを生じやすい傾向があります。試し塗りの上、本施工に入ってください。
- 各材料の希釈には、指定の希釈剤をご使用ください。希釈の方法が適切でないと粘性に異変をきたし、塗装時にたれ・透け・ミスト発生などの問題を生じる場合があります。吹付時の空気圧の調整とともに十分ご注意ください。
- 材料は使用前に電動ミキサーなどで十分に攪拌してください。二液反応硬化タイプの材料は、主剤と硬化剤を指定の比率で混合し、電動ミキサーで攪拌混合してご使用ください。特に小分けでご使用の場合は、計量器にて計量を行ってください。混合後の材料は、缶に表示の可使用時間以内に使い切ってください。また、可使用時間は温度・希釈などの条件によって変わりますので、混合後はなるべく早く使い切ってください。
- 各標準施工仕様に記載の所要量及び間隔時間を守って施工してください。
- 吹付用のコンプレッサーは、2馬力以上のものをご使用ください。
- ローラー塗りはW-2（中毛）ローラーをご使用ください。また、ローラーは一方方向だけでなく、上下左右にむらなく運ぶことが、良い施工方法です。また、塗装後、塗膜表面が少し乾いた状態でローラーをかえすとローラー目が生じ、仕上がりが悪くなります。
- 改装工事に溶剤系の材料をご使用の場合、溶剤などの影響により旧塗膜を侵し、膨れ・ちぢみなどの異状が発生することがあります。試し塗りによりご確認の上、本施工に入ってください。
- 陶磁器タイル洗浄用の酸が塗装面に付着すると、変色や溶解などの異常を生じることがありますので、これを防止するため、予め塗装面の養生を行ってください。
- 複層仕上げの仕様を、軽量モルタル、ALCパネル、高断熱型窓業形サイディング及び発泡ウレタンなどを用いた高断熱型外壁に塗装する場合は、蓄熱されたり、水の影響や下地の状態、塗装時の環境など、いくつかの条件が重なることで、パネルの変形や塗膜のふくれ、はがれなどを生じることがあります。ご採用に当たっては、最寄りの各営業所にご相談ください。
- シーリング材の上へ直接施工する場合、シーリング材の種類や材齢により塗膜が密着しないことや可塑剤により汚染することがあります。詳しくは、最寄りの各営業所にお問い合わせください。
- 間隙が広いなど、大きな動きが予想されるシーリング打設部への塗装は、塗膜がひび割れる可能性がありますので、なるべく避けてください。

- 最終養生の時間内に、降雨、結露などがあれば、塗膜の膨れ、はく離、白化、しみの発生につながる場合がありますので、塗装を避けるか強制換気などで表面の水分を除去してください。なお、シミが発生した場合は、乾燥後に水拭きなどで除去してください。
- 標準塗坪は一般的なものであり、下地の状態や環境などによる所要量の増減に応じて変わることがあります。ご了承ください。

<セラミタウンマイルド、一液マイルドウレタン、一液マイルドシリコン>

- 施工部位により、低汚染性が十分に発揮されないケースがあります。特に、傾斜壁の下端部、笠木などの水切りのない部位、窓廻りで水切りが不十分な場合、雨がかからない部位などは、注意が必要です。
- 上塗材はむらなく均一に塗付してください。低汚染機能を発揮するためには、塗付量の確保が重要な事項です。特に、凹部に塗り残しができないよう、注意してください。
- 上塗材は所定の乾燥時間（最終養生時間）を厳守してください。施工後、塗膜が乾燥するまでの時間内に降雨などにより、塗膜表面が長時間、水分がかかった状態になりますと、所定の低汚染機能が発揮されない場合があります。低汚染機能は乾燥後の塗膜で発揮されるため、乾燥途中で降雨などが予想される場合は、シート養生を行うなどして、塗膜表面に雨が当たらないよう、所定の乾燥時間を厳守してください。
- 施工当日に降雨、積雪、結露が予想される場合は、施工を中止してください。また、気象の急変などにより、施工中、施工後に降雨が生じた場合はシート養生などを行い、塗装面に直接雨がかからないようにしてください。
- 鉄さび・シーリング材などが原因の汚染物質に対しては、低汚染機能が十分に発揮されません。

危険情報と安全対策

すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないでください。

各種共通

- [応 急 処 置] □蒸気を吸入した場合は、空気の清浄な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させてください。その後、医師の診断を受けてください。
- 誤飲した場合は、直ちに医師の診断を受け、無理に吐かせないでください。
- 眼に入った場合は、清浄な水で充分洗い流し、痛みが残る場合は医師の診断を受けてください。
- 皮膚に付着した場合は、付着した衣服等は直ちに脱ぎ、清浄な水で皮膚を洗ってください。炎症や刺激がある場合は医師の診断を受けてください。
- 漏出した場合は、漏出物を速やかに回収してください。
- [廃 棄] □廃材、容器、養生材、ウエス等は、自分で破棄・焼却せず、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処分を委託してください。
- 容器に中身を残したまま廃棄したり、火気を当てたりしないでください。
- 有害物質を含みますので、排水路・下水・河川への排出及び地下浸透をしないでください。
- [保管及び取り扱い] □容器を密封し、凍結・直射日光を避け、5～40℃の乾燥した換気のよい場所、及び部外者や子供が入りできない場所に一定の管理のできる場所を定め、施錠して保管してください。
- 缶の取手は手さげ専用です。ロープやフックで吊り下げると外れることがあり、危険です。（製品の種類によって異なる注意事項は、別途、種類別に記載してありますので、参照してください。）
- [安 全 衛 生] □製品の種類によって異なります。別途、種類別に記載してありますので、参照してください。また、SDS（安全データシート）もご参照ください。
- 取り扱い後は、洗顔、手洗い及びうがいを充分に行ってください。

溶剤形塗料

溶剤形塗料は、特に下記の点にご注意ください。

1. 引火性可燃物ですので、火気厳禁です。
2. 有機溶剤中毒や皮膚障害を起こすおそれがあるため、取り扱い時は保護具を着用してください。
3. 業務用「塗料」ですので、本来の用途以外には使用しないでください。

※屋内作業等、使用環境によっては、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の規制を受ける場合があります。詳しくは別途、施工仕様書等をご確認ください。

- [保管及び取り扱い] □保管場所及び取り扱い場所とその周辺は、塗装中乾燥中ともに熱／火花／裸火／高温体のような着火源を遠ざけ火気厳禁としてください。特に乾燥中は蒸発の面積が広がるため、短時間に多量の引火性の高い蒸気が発生しますので、注意してください。
- 合成樹脂などの電気絶縁性の床での保管や取り扱いをしないでください。また、導電靴や帯電防止の衣服を着用してください。
- ご使用の場合、使用機器（電気機器/換気装置/照明機器/工具等）は防爆型及び導電型のものを使用し、アースを取ってください。
- 消火には粉末、二酸化炭素、泡消火器または水を噴霧してください。棒状の水を直射すると飛散して危険です。

【安全衛生】 □ご使用前には、製品容器に記載の注意事項をよくお読みください。特に、荷姿欄に★印のついている製品は溶剤形で引火性可燃物の為、火気厳禁です。

□揮発性の溶剤を含むため、皮膚に触れたり蒸気を吸入すると、皮膚障害や中毒を起こすおそれがありますから取り扱いには以下の注意事項を守ってください。

①取り扱い場所には局所排気装置を設けてください。

②容器から出し入れする時は、こぼれないようにしてください。

③取り扱い中は皮膚に触れたり、蒸気やミストの吸入を避けてください。必要に応じ、防塵マスク、保護メガネ、不浸透性の保護手袋、前掛け等を着用し、また、顔・手・腕には保護クリームを塗って直接皮膚に触れないようにしてください。

④作業衣などに付着した場合は、その汚れをよく落としてください。

□施工においては、溶剤成分が室内に流入しないように充分注意してください。

硬化剤

硬化剤は、特に下記の点にご注意ください。

1. 引火性可燃物ですので、火気厳禁です。

2. 有機溶剤中毒や皮膚障害を起こすおそれがあるため、取り扱い時は保護具を着用してください。

3. 業務用「塗料」ですので、本来の用途以外には使用しないでください。

※屋内作業等、使用環境によっては、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の規制を受ける場合があります。詳しくは別途、施工仕様書等をご確認ください。

【保管及び取り扱い】 □保管場所及び取り扱い場所とその周辺は、塗装中乾燥中ともに熱／火花／裸火／高温体のような着火源を遠ざけ火気厳禁としてください。特に乾燥中は蒸発の面積が広がるため、短時間に多量の引火性の高い蒸気が発生しますので、注意してください。

□合成樹脂などの電気絶縁性の床での保管や取り扱いをしないでください。また、導電靴や帯電防止の衣服を着用してください。

□ご使用の場合、使用機器（電気機器／換気装置／照明機器／工具等）は防爆型及び導電型のものを使用し、アースを取ってください。

□消火には粉末、二酸化炭素、泡消火器または水を噴霧してください。棒状の水を直射すると飛散して危険です。

【安全衛生】 □ご使用前には、製品容器に記載の注意事項をよくお読みください。特に、荷姿欄に★印のついている製品は溶剤形で引火性可燃物の為、火気厳禁です。

□揮発性の溶剤を含むため、皮膚に触れたり蒸気を吸入すると、皮膚障害や中毒を起こすおそれがありますから取り扱いには以下の注意事項を守ってください。

①取り扱い場所には局所排気装置を設けてください。

②容器から出し入れする時は、こぼれないようにしてください。

③取り扱い中は皮膚に触れたり、蒸気ミストの吸入を避けてください。必要に応じ、防毒マスクまたは送気マスク、保護メガネ、不浸透性の保護手袋、前掛け等を着用し、また、顔・手・腕には保護クリームを塗って直接皮膚に触れないようにしてください。

④皮膚に付着した場合は、速やかに大量の水で洗ってください。また、大量の蒸気を吸入した場合は、速やかに医師の診断を受けてください。

⑤作業衣などに付着した場合は、その汚れをよく落としてください。

⑥液がこぼれた場合は、中和剤を散布した後で処理してください。

□施工においては、溶剤成分が室内に流入しないように充分注意してください。

希釈用溶剤

希釈用溶剤は、特に下記の点にご注意ください。

1. 引火性可燃物ですので、火気厳禁です。

2. 有機溶剤中毒や皮膚障害を起こすおそれがあるため、取り扱い時は保護具を着用してください。

3. 業務用「塗料」ですので、本来の用途以外には使用しないでください。

※屋内作業等、使用環境によっては、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の規制を受ける場合があります。詳しくは別途、施工仕様書等をご確認ください。

【保管及び取り扱い】 □保管場所及び取り扱い場所とその周辺は、塗装中乾燥中ともに熱／火花／裸火／高温体のような着火源を遠ざけ火気厳禁としてください。特に乾燥中は蒸発の面積が広がるため、短時間に多量の引火性の高い蒸気が発生しますので、注意してください。

□合成樹脂などの電気絶縁性の床での保管や取り扱いをしないでください。また、導電靴や帯電防止の衣服を着用してください。

□ご使用の場合、使用機器（電気機器／換気装置／照明機器／工具等）は防爆型及び導電型のものを使用し、アースを取ってください。

□消火には粉末、二酸化炭素、泡消火器または水を噴霧してください。棒状の水を直射すると飛散して危険です。

【安全衛生】 □ご使用前には、製品容器に記載の注意事項をよくお読みください。特に、荷姿欄に★印のついている製品は溶剤形で引火性可燃物の為、火気厳禁です。

□揮発性の溶剤を含むため、皮膚に触れたり蒸気を吸入すると、皮膚障害や中毒を起こすおそれがありますから取り扱いには以下の注意事項を守ってください。

①取り扱い場所には局所排気装置を設けてください。

②取り扱い中は皮膚に触れたり、蒸気ミストの吸入を避けてください。必要に応じ、防毒マスクまたは送気マスク、保護メガネ、不浸透性の保護手袋、前掛け等を着用し、また、顔・手・腕には保護クリームを塗って直接皮膚に触れないようにしてください。

③容器から出し入れする時は、こぼれないようにしてください。

□施工においては、溶剤成分が室内に流入しないように充分注意してください。